

無利息・低利の
漁業金融制度資金
ご 案 内

令和5年10月

目 次

I	漁業近代化資金 -----	1
II	沿岸漁業改善資金 -----	5
III	漁業振興資金 -----	10
IV	日本政策金融公庫（農林水産事業）資金 -----	12
V	漁業信用基金協会の債務保証 -----	24
VI	問合せ相談機関 -----	28

I 漁業近代化資金

漁業者等の、資本の高度化及び経営の近代化のために必要な漁船、施設等の取得促進を目的とした長期、低利の融資資金です。県から融資機関へ利子補給を行うことで、漁業者負担を低減しています。

借 受 資 格 者

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が 3,000 トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者が 300 人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が 1 億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) (1) ～ (8) までの者が主たる構成員となっている団体

(注) 次ページの表で「個人等」というのは上の借受資格者のうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) を表し、「漁協等」というのは (6)、(7)、(8) を表します。

融 資 機 関

- (1) 東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）
- (2) 農林中央金庫名古屋支店

信 用 保 証

原則として、漁業信用基金協会の債務保証が必要となります（300 万円以下のものを除く。）。

融資機関、漁業信用基金協会の審査で、債務保証以外に連帯保証人、担保が必要な場合があります。

(漁業近代化資金)

資金の種類	貸付対象事業
第1号資金 (漁船)	○漁船(農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数が130トン未満のもの) ○漁船の船体以外の改造(改造後の漁船の総トン数が130トン未満のもの) (○推進機関 ○補機関 ○プロペラ装置 ○発電機 ○無線機 ○魚群探知機 ○方向探知機 ○ロラン ○レーダー ○ジャイロコンパス ○気象図模写受信施設 ○造水装置 ○油圧装置等)
第2号資金 (漁船漁具保管修理施設等)	○漁船漁具保管修理施設 ○漁業用資材保管施設 ○漁船用油水分給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水産種苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設 ○水産物保蔵施設 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通信施設
第3号資金 (漁場改良造成用機具等)	○漁場改良造成用機具 ○漁船用油水分給用機具 ○水産種苗生産用機具 ○養殖用えさ調製供給用機具 ○養殖用肥料薬剤施用機具 ○養殖水産物収穫用機具 ○水産物等運搬用機具 ○生産・経営管理情報処理用機具
第4号資金 (漁具等)	○漁具 ○養殖いかだ ○はえ縄式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式のり養殖施設 ○小割り式養殖施設
第5号資金 (水産動植物の種苗の購入・育成)	○成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣の定めるもの (①養殖に係る資金…あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、どじょう、にべ、はた、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる ②増殖に係る資金…あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい、わたりがに)
第6号資金 (漁村環境整備施設)	○漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。) ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域休養施設 ○漁村広場施設 ○漁村多目的施設 ○生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設 (注) 漁協等に対する貸付けに限る。
第7号資金 (農林水産大臣特認)	○1～6号以外で農林水産大臣の指定する資金 (○漁場改良造成施設資金 ○共同利用船舶資金 ○水産物公害防止施設資金 ○海浜等環境活用施設資金 ○漁村給排水施設資金 ○漁家住宅資金 ○初度的経営資金 ○密漁監視施設資金 ○水産業労働力確保施設資金)

(令和5年9月19日現在)

末端金利 (年 利)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額 (過去の貸付けによる 融資残高を含めた額)		
		区 分	限度額	
(1) 総トン数20トン未満の漁船 1.00%	20年以内(3年以内) ※木船 9年以内(3年以内)	1	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合	12億円
		2	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人、漁業生産組合、法人(養殖業を除く。)	3億6,000万円
1.00%	※船体以外の改造資金 10年以内(3年以内)	3	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人、漁業生産組合、法人(養殖業を除く。)	9,000万円
		4	水産加工業を営む個人、法人(水産業協同組合を除く。)	9,000万円
1.00%	個人等 15年以内(3年以内) 漁協等 20年以内(3年以内)	5	養殖業を営む個人	9,000万円
		6	養殖業を営む漁業生産組合、法人(水産業協同組合を除く。)	3億6,000万円
1.00%	個人等 7年以内(2年以内) 漁協等 10年以内(2年以内)	7	20トン未満漁船漁業、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む個人等	3億6,000万円
		8	上記2~5、7以外の漁業を営む個人	1,800万円
1.00%	5年以内(2年以内) ※ぶり、ほたてがい及び真珠貝 5年以内(3年以内)	9	個人等、漁協等が主たる構成員となっている団体のうちの法人	12億円
		10	個人等、漁協等が主たる構成員となっている団体のうちの法人でない団体	3億6,000万円~9,000万円
1.00%	20年以内(3年以内)			
1.00%	個人等 12年以内(2年以内) 漁協等 15年以内(3年以内) ※漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、水産業労働力確保施設資金 15年以内(3年以内) ※初度的経営資金 5年以内(2年以内)			

《特別利子補給》

前記の漁業近代化資金に県が上乘せして、利子補給を行う制度です。

ただし、現在の低金利状況を考慮し、平成 22 年度から特別利子補給制度は休止しています。

(令和 5 年 9 月 19 日現在)

資金種類等	対象近代化資金の種類	融 資 対 象 者	末端金利	対象期間	貸付限度額	
個人	漁業後継者育成資金	第 1 号～第 5 号、第 7 号 (総トン数 20 トン以上の漁船を除く。)	漁業を営む個人で満 17 歳以上満 40 歳未満の漁業後継者	1.00%	5 年以内	1,300 万円
	共同経営促進資金	第 1 号～第 5 号、第 7 号 (総トン数 20 トン以上の漁船を除く。)	経営の共同化、事業の統合等を行い、経営の効率化を図る漁業者	1.00%	5 年以内	1,300 万円
	災害対策資金	第 1 号～第 5 号、第 7 号 (総トン数 20 トン以上の漁船を除く。)	知事が指定する天災による漁業損失額が相当以上の被害漁業者	1.00%	5 年以内	1,300 万円
	省エネルギー資金	第 1 号 (総トン数 20 トン以上の漁船を除く。)	燃油の節減を図るため、漁船の改造に係る推進機関の換装を行う漁業者	1.00%	5 年以内	1,300 万円

《参考 国の漁業制度資金》

水産庁漁政部水産経営課で扱っている漁業制度資金には、次のようなものがあります。ただし、貸付要件を満たさない、需要が無いなどの理由により、愛知県では現在、貸付実績がありません。

1 漁業経営維持安定資金

- ア 趣 旨 中小漁業者の経営の再建を図るために必要な固定化債権の整理等のための資金を融資機関が低利で融通し、県又は国が融資機関に利子補給をするもの
- イ 貸付内容 返済期到来後、未返済となっている債務等の整理
- ウ 貸付金利 沿岸漁業 1.00%、遠洋漁業 1.45% (令和 5 年 9 月 19 日現在)
- エ 償還期限 10 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
※特認 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
- オ 貸付要件 漁業経営再建計画を作成し、県又は国の認定を受けること

2 その他

漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金、漁業経営改善促進資金など

Ⅱ 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者等が、漁業経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び生活の改善を図ることを促進する目的で、国と県が原資を造成して、無利息で貸付けを行っています。

借 受 資 格 者

- (1) 沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業の労働に従事する者
- (2) 沿岸漁業の従事者たる個人が組織する漁業協同組合、漁業生産組合及びその他の団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社（常時使用従事者が20人以下）
- (4) 沿岸漁業を営もうとする新規参入者
- (5) 農商工等連携事業を行う認定中小企業者
- (6) 六次産業化法の総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等を支援する促進事業者

（注）「沿岸漁業」というのは、「総トン数20トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業」、「漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業」、「水産動植物の養殖の事業」のことです。また、この資金の「沿岸漁業」のうちには、「内水面漁業」も含まれます。

資 金 の 取 扱 機 関

東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）

無 利 息 ・ 無 担 保

この資金は、東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）を通じて、県が沿岸漁業従事者等の皆様に無利息・無担保で貸付けます。漁業信用基金協会の債務保証は必要ありませんが、連帯保証人が下記のとおり必要です。

- (1) 借受額が50万円未満のときは1人
- (2) 借受額が50万円以上のときは2人

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
1 経営等改善資金 (注) 前ページの借受資格者(5)(6)に掲げる者に貸付けるときは、償還期限が異なる場合があります。				
(1) 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	○遠隔操縦装置の設置費用 ○サイドスラスターの設置費用 ○レーダーの設置費用 ○自動航跡記録装置の設置費用 ○GPS受信機の設置費用	500万円 1台につき50万円 1台につき400万円 1台につき180万円 1台につき120万円 1台につき130万円	7年以内	1年以内
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	○動力式つり機の設置費用 ○ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ○ネットホーラー等の揚網機の設置費用 ○巻取りウインチの設置費用 ○放電式集魚灯の設置費用 ○漁業用クレーンの設置費用 ○漁獲物等処理装置の設置費用 ○海水冷却装置の設置費用 ○海水殺菌装置の設置費用 ○漁業用ソナーの設置費用 ○カラー魚群探知機の設置費用 ○潮流計の設置費用	500万円 1件につき500万円 1台につき120万円 1台につき120万円 1台につき500万円 1セットにつき200万円 1台につき400万円 1台につき500万円 1台につき180万円 1台につき300万円 1台につき500万円 1台につき150万円 1台につき500万円	7年以内	1年以内
(3) 補機関等駆動機器等設置資金 (1)及び(2)に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	○補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)の設置費用 ○油圧装置の設置費用	500万円 1台につき400万円 1台につき500万円	7年以内	1年以内
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	○漁船用環境高度対応機関の設置費用 ○定速装置の設置費用 ○発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円 1台につき2,400万円 1台につき120万円 1セットにつき1,300万円	7年以内	1年以内
(5) 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	○農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 餌料の購入費用	400万円	4年以内	2年以内

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
<p>(6) 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>○資源管理に必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 ○低利用又は未利用の資源の開発又は利用に必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 ○漁獲物の付加価値の向上に必要な活魚の出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は漁獲物の加工のための加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等の設置費用</p>	<p>1,200万円</p>	10年以内	3年以内
<p>(7) 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>○養殖漁場の環境の悪化を防止するために行う投餌の内容、量又は方法の改善に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫の購入費用又は設置費用 ○養殖魚の安全性を確保するために漁網防汚剤を使用せずに行う養殖に必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設計費用 ○養殖漁場の環境の悪化を防止し、又は養殖魚の安全性を確保するために必要となる餌料成分分析機、水質又は底質の測定器、残留検査又は肉質検査を行うための機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	<p>2,000万円 （漁場環境の適正化の管理に関する取決めに基づく取組にあつては1,200万円）</p>	10年以内	3年以内
<p>(8) 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>○転落防止用手すりの設置費用 ○安全カバー装置の設置費用 ○揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>150万円 50万円 50万円 40万円</p>	5年以内	1年以内

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
(9) 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	○救命胴衣の購入費用 ○消火器の購入費用 ○イーバブの購入費用 ○レーダートランスポンダの購入費用 ○小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円 10万円 10万円 60万円 65万円 1件につき130万円	5年以内 (救命胴衣及び消火器の購入費用は、2年以内)	なし
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	○漁獲物の横移動防止装置の設置費用 ○甲板下の魚そうの設置費用	150万円 30万円 (甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には100万円)	5年以内	1年以内
(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	○レーダー反射器の購入又は設置費用 ○無線電話の設置費用	40万円 40万円	5年以内	なし
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	○漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)の購入費用	130万円 (個人にあつては70万円)	5年以内	なし
2 生活改善資金				
(1) 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	○し尿浄化装置又は改良便所の設置に必要な資材の購入費用 ○自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用 ○太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	30万円 10万円 10万円	3年以内 2年以内 2年以内	なし
(2) 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金	○居室(居間、寝室、子供部屋、老人室等)の改造費用 ○炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用 ○衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用 ○家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	150万円	7年以内	なし

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
(3) 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	○機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 ○機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、加工用原材料費、資材費等）	80万円	3年以内	なし
3 青年漁業者等養成確保資金				
(1) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	○研修受講費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあっては、1人につき180万円。ただし、1月当たり15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。国外研修を受ける場合にあっては、1人につき100万円	5年以内	1年以内
(2) 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	○パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置及び関連機器等の購入費用等当該経営方法又は技術の習得を行うのに必要な費用	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体一につき150万円	5年以内	なし
(3) 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	○漁船の建造、取得又は改造費用、機器（漁具等）又は養殖施設の購入又は設置費用、種苗、餌料又は燃料の購入費用等当該経営を行うのに必要な費用	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体一につき2,000万円（沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円）	10年以内	3年以内

Ⅲ 漁業振興資金

漁業近代化資金の貸付対象とならない運転資金、経営環境適応資金及び施設整備資金の貸付けを行っています。

借 受 資 格 者

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が 3,000 トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 100 人以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合

融 資 機 関

東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）

信 用 保 証

原則として、漁業信用基金協会の債務保証が必要となります。

資金の種類と内容

(令和5年9月19日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付限度額	貸付利率	融資期間	
				償還期限	据置期間
運 転 資 金	○燃料費、漁船・エンジン等の修理費及びトロ箱等の消耗品等の購入に必要な資金 (前ページ借受資格者(1)、(2)、(3)に掲げる者に貸付けるもの) ○荷造包装費、運送費、保管料、機械器具修理費、水道光熱費及び消耗品等の購入に必要な資金 (4)、(5)に掲げる者に貸付けるもの	1千万円	1.50%	1年以内	なし
	○組合員の販売支払費、魚介類の仕入費、運送費、トロ箱等の消耗品費等の販売事業に要する資金及び燃料油仕入費、漁具・材料等購買品仕入費等の購買事業に要する資金 (6)、(7)、(8)に掲げる者に貸付けるもの	1億円			
	○しらす、いわし、こうなご等の水産物の加工に必要な原料及び材料の購入に必要な資金 (2)、(4)、(5)、(6)に掲げる者に貸付けるもの	(2)、(4)、(5)に掲げる者は2千万円、(6)に掲げる者は2億円	1.50%	2年以内	なし
	○増養殖のための、あゆ等の水産動物の種苗の購入又は育成に必要な資金 (1)、(2)、(3)、(6)に掲げる者に貸付けるもの	(1)、(2)、(3)に掲げる者は2千万円、(6)に掲げる者は2億円	1.50%	3年以内	1年以内
経 営 環 境 適 応 資 金	○災害その他やむを得ない理由により経営環境が著しく悪化した漁業協同組合が、その経営の維持を図るために必要な資金 (6)に掲げる者に貸付けるもの	2億円(※)	1.50%	5年以内	2年以内
施設整備資金	○漁業協同組合等の経営の近代化を図るために必要な施設改良、造成又は取得に必要な資金 (6)、(7)、(8)に掲げる者に貸付けるもの	2億円	1.90%	5年以内	1年以内

(※) ただし、特別の理由がある場合においては、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店・営業店が適当と認めた額とする。

(注) 一漁業者等に係る貸付金の貸付限度額は、個人等(1)～(5)に掲げる者)にあつては2千万円とし、漁協等(6)～(8)に掲げる者)にあつては各資金種類合わせて2億円(経営環境適応資金にあつては、特別の理由がある場合においては、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店・営業店が適当と認めた額)とする。

IV 日本政策金融公庫（農林水産事業）資金

生産基盤の整備、構造改善等で一般の金融機関では融資し難い施設資金について長期資金の融通を行っています。

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
漁業基盤整備資金	<p>(漁港整備)</p> <p>(1) 漁港に係る基本施設（外かく施設、けい留施設、水域施設）、機能施設（輸送施設、航行補助施設、漁港施設用地、漁船漁具保全施設、補給施設、増殖及び養殖用施設、漁獲物処理施設、漁業用通信施設、漁港浄化施設、廃油処理施設、廃船処理施設、水産倉庫、製氷冷凍冷蔵施設、加工場、漁港環境整備施設等）の改良、造成、取得又は復旧</p> <p>ただし、水産倉庫、製氷冷凍冷蔵施設、加工場及び漁港環境整備施設については、特定事業に限る。</p> <p>(2) その他漁港施設の保全又は利用上必要な施設（漁業集落道・連絡道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設及び防災安全施設）。ただし、特定事業に限る。</p>	<p>○水産業協同組合（漁生組を除く。）</p> <p>○1/3 法人・団体</p> <p>漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）</p> <p>ただし、団体にあっては、事業を共同で行い又は事業に要する経費を共同で負担する場合において、構成員の全員又は一部に連帯債務として貸付けるものに限る。</p> <p>○漁業を営む者（一部事業のみ）</p>
	<p>(漁場整備)</p> <p>漁場の改良、造成又は復旧（漁場の生産力の増進に資するために行う水産動植物の種苗の生産放流事業を含む。）及び水産種苗生産施設又は漁場環境の保全のために必要な施設の改良、造成、取得又は復旧</p>	<p>○水産業協同組合</p> <p>○1/3 法人・団体</p> <p>○特定事業を共同で行う漁業者</p> <p>○漁業振興法人</p> <p>漁業者若しくは水産業協同組合又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で水産業振興を目的とするもの</p>
漁業経営改善支援資金	<p>(経営改善)</p> <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営の改善に関する計画に従って行う次の事業</p> <p>(1) 漁船（木船を除く。）の改造、建造又は取得</p> <p>(2) 漁業者が漁業経営の改善のために行う漁船その他の施設整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に必要な長期運転資金。</p> <p>(3) 漁業者の共同利用に供する施設であって、改善計画の認定を受けた漁業者が専ら使用するものの改良、造成又は取得</p> <p>(4) 漁具の取得</p> <p>(5) 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設、その他漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得</p>	<p>○漁業を営む個人又は法人①</p> <p>○漁業を営む漁協</p> <p>○漁生組②</p> <p>〔共同利用施設のみ〕</p> <p>○漁連、漁協</p> <p>○一般社団法人</p> <p>○上記①②</p>

(令和5年9月19日現在)

利率 (年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (次のいずれか低い額)	
			融資額 (単位: 万円)	融資率
○補助 1.15% (第1、第2種 漁港は 1.00%) ○非補助 1.00% ○災害復旧 [0.45%~]	20年以内	3年以内	—	80% (漁業集落排水 施設について は 100%)
○補助 (都道府県以外が 行う事業 1.00%) ○非補助 1.00% ○災害復旧 [0.45%~]				80%
○漁船 1.00% ○漁船以外 1.00% ○共同利用 1.15%	15年以内	3年以内	中小漁業(総トン数20トン以上の漁船を 使用して行う漁業) ○漁船 1隻当たり4億5,000(特認は種類により 6億~11億) ○長期運転資金 1経営体当たり2億(まき網漁業4億) ○漁具 1漁労体当たり5,000(まき網漁業2億) ○施設(共同利用を除く。) 1億5,000 沿岸漁業(総トン数20トン未満の漁船を 使用して、又は漁船を使用しないで行う漁 業、定置漁業及び養殖業) ○総トン数10トン以上の漁船 1隻当たり1億2,000(漁業種類により3億) ○総トン数10トン未満の漁船 1経営体当たり個人3,000、法人6,000	80% (中小漁業の施 設(共同利用 を除く。)につ いては 70%) (資源管理に取 り組む者が船 齢が法定耐用 年数を超える 漁船の代船を 改造・建造又は 取得する場合 100%)

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください。

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
漁業経営改善支援資金	<p>(整備) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第6条の規定に基づく整備計画に従って行う次の事業</p> <p>(1) 漁船隻数の縮減に伴う補償金</p> <p>(2) 資源回復計画の実施のため、資源管理計画に従う場合の、当該整備に係る費用を負担するのに必要な資金</p>	<p>○漁業を営む個人又は法人</p> <p>○漁業を営む漁協</p> <p>○漁生組</p> <p>○資源管理計画により減船、休漁等を実施するものが属する漁協、水産業協同組合及び一般社団法人（左記(2)の事業に限る。）</p>
漁業経営安定資金	<p>(1) 再建整備資金</p> <p>①漁業用燃油、餌料、養殖施設その他漁業経営に必要な資材、施設の取得、設置のために借入れた資金の償還に必要な資金。ただし、次の資金は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業近代化資金その他の国や地方公共団体が利子補給を行っている資金 ・沿岸漁業改善資金その他の国や地方公共団体が融通する資金 ・公庫資金及びその他政府系金融機関資金 <p>②経営再建期間中の漁業経営の再建整備に必要な資金</p> <p>(2) 償還円滑化資金</p> <p>漁船の改造、建造又は取得、漁具その他漁業経営に必要な資材、施設の取得、設置のために借入れた公庫資金の償還に必要な資金</p>	<p>○漁業を営む個人又は法人</p>
振興山村・過疎地域経営改善資金 (水産施設)	<p>山村振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に定める「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づく漁具、漁業関係施設の改良、造成又は取得、漁船（総トン数20トン未満）の改造、建造又は取得</p>	<p>○漁業を営む個人又は法人</p> <p>○水産業協同組合（漁生組を除く。）</p> <p>○1/3法人・団体</p> <p>○漁業振興法人</p>

(令和5年9月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額(単位:万円)	融資率
			○長期運転資金 1 経営体当たり 8,000 (定置漁業 2 億、養殖業 4 億) ○漁具 1 漁労体当たり 1,000 (定置漁業 1 億) ○施設(共同利用を除く。) 個人 3,000、法人 6,000 (定置漁業の協業法人 1 億 4,000、養殖業の法人 3 億)	
1.00%	(1) の事業 10 年以内 (2) の事業 15 年以内	(1) の事業 3 年以内 (特例あり) (2) の事業 5 年以内	(2) の事業 漁獲努力量削減実施計画等に参加する 1 漁業者 1 年当たり 1,500 として算出した額 もしくは漁獲努力量削減実施計画等当たり 7 億のいずれか低い額	(1) 80% (2) の事業 —
1.00%	20 年以内 15 年以内	3 年以内 3 年以内	○沿岸漁業者 個人 750 (特認 1,500、但し一定規模以上 3,500) 法人 1,500 (特認 3,000、但し一定規模以上 4,500) ○漁業経営安定計画の期間中に支払われるべき額又は、1 隻当たり 3,000 (20t 以上 5,000) のいずれか低いほう(特例あり)	—
○補助 1.15% 共同利用 2.15% ○非補助 1.00%	25 年以内	8 年以内	○非補助 個人 1,300 (特認 2,600) 法人及び団体 5,200 (漁業経営の改善に要する事業費がその者の「農林漁業経営改善計画」の事業費の過半を占める場合 6,000、貸付対象事業が国が行う山村振興対策事業を補完するもので、かつ、当該補助事業と一体として事業効果が確保されると認められる場合 1 億、3 名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 3 億、5 名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 5 億) ○補助 —	80%

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください。

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業		貸付けの相手方
農林漁業 施設資金 (水産施設)	共同 利用 施設	水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	○水産業協同組合（漁生組を除く。） ○1/3 法人・団体 ○特定事業を共同で行う漁業者 ○漁業振興法人
	主 務 大 臣 指 定 施 設	(水産施設) 漁具、漁場改良造成施設、内水面・海面養殖施設、漁船漁業用施設（水産物処理加工施設、倉庫、作業場等。）及び漁業生産環境施設の改良、造成又は取得	○漁業を営む個人又は法人であって従業員 300 人以下で、かつ使用漁船の合計総トン数が 3,000 トン以下である者。
		(特別振興事業に係る施設) 前記水産施設の対象事業（漁業生産環境施設のうち水産廃棄物処理施設等を除く）及び立ち上がり支援資金（特別振興事業の実施に関連して必要となる費用の支出）	○特別振興事業（最新の技術若しくは経営方式を導入するなどの事業により広く漁業の発展に寄与すると認められる事業）を行う者
		(災害復旧) 前記水産施設、漁船の災害復旧	○漁業を営む個人又は法人であって、従業員 300 人以下、かつ使用漁船の合計総トン数が 3,000 トン以下の者 ○水産業協同組合（漁船に係る貸付けを受ける場合）
農林漁業 セーフティ ネット資金	農林漁業セーフティネット資金実施要領に規定する経営安定計画に従って行う次の事業 (1) 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金 (2) 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金 (3) 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により、収益状況が一時的に悪化している場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金		○漁業を営む個人・法人

(令和5年9月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額(単位:万円)	融資率
一般 1.40% 災害復旧 [0.45%~]	20年以内	3年以内	—	80%
1.00%	15年以内	3年以内	○漁具 2,000×漁ろう体数(6,000が限度) (15トン以上の漁船により行うまき網漁業2億(2漁ろう体以上を経営する者4億)、定置漁業3億×漁ろう体数(6億が限度)) ○内水面養殖施設 個人2,500、法人5,000 (資源増養殖目標に係る施設(補助)は限度なし) ○海面養殖 3,600 (漁生組7,200、陸上養殖施設3億) ○漁船漁業用施設 5,000 (水産物処理加工施設3億) ○漁業改良造成施設及び漁業生産環境施設は限度なし	80%
設備 1.00% 立ち上がり支援 1.15%	15年以内 立ち上がり支援 10年以内	3年以内 立ち上がり支援 3年以内	—	80%
[0.45%~]	15年以内	3年以内	○1施設当たり 300 (特認 600) ○1,000	80%
[0.45%~]	15年以内	3年以内	○600 (ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付額の引き上げが必要と認められる場合(簿記記帳を行っているものに限る)にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額又は、粗利益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)	—

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください。

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
食品流通改善資金	<p>(卸売市場施設) 卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得 ※水産物産地卸売市場にあつては、水産業協同組合以外の者が開設する市場の施設に限る。</p>	<p>ア 開設者（地方公共団体及び水産物産地卸売市場にあつては水産業協同組合を除く。） ※なお、開設者は、「卸売市場施設」のみに限る。</p>
	<p>(卸売業者施設) 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍又は場内事務所の改良、造成又は取得 ※水産業協同組合以外の者が開設する水産物産地卸売市場にあつては、水産業協同組合以外の卸売業者に係る施設に限る。</p>	<p>イ 卸売業者 ウ 仲卸業者 エ 卸売業者等の組織する法人 ※中小企業者に限る。</p>
	<p>(仲卸売業者施設) 倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍又は仲卸店舗設備の改良、造成又は取得</p>	
食品等流通合理化事業施設	<p>(食品等生産製造提携型施設) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との提携に必要な以下の事業 (1) 水産物の生産に必要な施設（共同利用施設を含む）の取得等 (2) 漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資 (3) 漁業者等が行う食品等の製造・加工に係る事業用資産の取得 (4) 上記の漁業投資と併せて行う食品等の製造施設等の取得等</p>	<p>ア 食品等製造業者 イ 食品等製造業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等 ウ 漁業を営む個人・法人 エ 漁協 オ 漁連 カ 1/3 法人</p>
	<p>(食品等生産販売提携型施設) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との提携に必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設又は販売施設の改良、造成又は取得</p>	<p>ア 食品等販売業者 イ 食品等販売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等 ウ 漁業を営む個人・法人 エ 漁協 オ 漁連 カ 1/3 法人</p>
	<p>(卸売市場機能高度化型施設) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業の実施に必要な以下の事業 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設、パッケージ施設、情報処理施設、営業の譲受け、出資</p>	<p>開設者、卸売業者、仲卸業者並びに仲卸業者が組織する事業協同組合及び事業協同小組合</p>

(令和5年9月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額(単位:万円)	融資率
(一般) [1.15%~]	10年超25年以内	5年以内	—	80%
[1.15%~]	10年超15年以内	3年以内	○1億3,000 〔小規模事業者が行う事業で、倉庫、冷蔵庫が含まれる場合 3億加算 高度情報処理施設が含まれる場合 1億2000加算〕 ○小規模事業者以外の者 8億8,000 (高度情報処理施設が含まれる場合 2億加算)	70%
			○一般 3,900 ○3人以上の共同事業又は3人以上の者の出資法人 1億3,000 〔倉庫・冷蔵庫が含まれる場合 9,000加算 処理加工施設が含まれる場合 5,200加算 高度情報処理施設が含まれる場合 7,000加算〕 ○大規模仲卸業者組合 5億8,000(特例あり)	70%
[0.45%~]	貸付けの相手方が、ア、イ 10年超15年以内 貸付けの相手方が、ウ~カ 15年以内	3年以内	—	80%
[0.45%~]	貸付けの相手方が、ア、イ 10年超15年以内 貸付けの相手方が、ウ~カ 15年以内	3年以内	—	80%
[0.45%~]	10年超15年以内	3年以内	—	80%

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください。

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
新規用途事業等資金	<p>特定水産物について行う新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p>	<p>○特定農林畜水産物（特定水産物：しろぎけ、かつお、いか）を原材料として使用する製造又は加工の事業を営む者</p>
食品安定供給施設整備資金	<p>(1) 動植物性残さ（食品の製造又は加工の事業に伴って生じたものに限る。）を原料又は材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設及び関連施設の改良、造成又は取得</p> <p>(2) 食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業（食品の製造又は加工に関するものに限る。）に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>(3) 食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業</p> <p>(4) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する認定計画に基づいて行う次に掲げる事業</p> <p>ア 食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>イ 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の製造、加工又は流通に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>ウ 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>(5) (4) のア、イに掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用</p>	<p>①食品又は飼料の製造、加工又は流通の事業を営む者</p> <p>②上記①の者が組織する法人</p> <p>③左記(2)、(3)については農林水産物の年間取引額が3,000万円以上であって、1年以上の安定的取引が見込める者</p>
中山間地域活性化資金 (水産施設)	<p>(加工流通施設)</p> <p>中山間地域の漁業の振興に資すると認められる次の事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 新商品、新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 需要の開拓</p>	<p>○中山間地域の水産物を原材料として使用する製造又は加工の事業を営む者</p> <p>○中山間地域の水産物又はその加工品の集荷、販売又は提供の事業を営む者</p>
	<p>(保健機能増進施設)</p> <p>中山間地域内において、漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって漁業の振興に資するものの改良、造成若しくは取得又は当該施設を設置するための特別の費用若しくは権利の取得</p>	<p>○中山間地域内において、漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって漁業の振興に資するものを設置する者(漁業者又は漁業者の組織する団体など)</p>

(令和5年9月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額(単位:万円)	融資率
[1.15%~]	10年超15年以内	3年以内	—	80%
(1)~(2)の事業 [1.15%~] (3)及び(1)の 特定の事業 [1.00%~] (4)の事業 [0.65%~] (5)の事業 [1.45%]	10年超15年以内	3年以内	—	(5)(6) の事業 80% (1)~(4) の事業 40% (2)(3) の特例 70%
中小企業等 2.7億円まで [0.65%~] 中小企業等 2.7億円超 [0.90%~]	10年超15年以内	3年以内	—	80%
中小企業等 2.7億円まで [0.65%~] 中小企業等 2.7億円超 [0.90%~]	10年超15年以内	3年以内	—	80%

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください。

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
中山間 地域活性化 資金 (水産施設)	(生産環境施設) 中山間地域における漁業活動管理休養施設、多目的研修 集会施設、漁業従事者健康増進施設、漁業集落総合施設、 農山漁村広場施設、漁業技術拠点施設、漁業情報連絡施設、 漁業廃棄物処理施設、農山漁村生活廃棄物処理施設、簡易 給排水施設、生活安全保護施設、融雪・除雪施設、集落道、 漁業施設関連道又は駐車施設の改良、造成、復旧又は取得	○漁業者の組織する法人 ○第三セクター
水産加工 資金	(1) 指定魚種（あきさけ、あじ、いかなご、いわし、 かつお、かれい、さば、さめ、さんま、すけとうだら、 たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、 たこ、ほたてがい及び海藻類）を原材料とする食用加工 品について行う次の事業に必要な施設の改良、造成、取 得等 ア 新製品・新技術の開発又は導入 イ 製造又は加工の共同化（施設の共同化又は加工団地への 移転） ウ 原材料又は製品の転換 エ 合併又は営業の譲受け (2) 食用に通常供されない指定魚種の部位を原材料とする 非食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の 改良、造成、取得等	○水産加工業を営む者 ○水産業協同組合、中小企業等協同組合

(令和5年9月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額(単位:万円)	融資率
1.00%	25年以内	8年以内	—	80%
○一般 [0.80%~]	10年超15年以内	3年以内	—	80%
○特例 (1億2,000まで) 指定魚種の小型魚を食用加工用原材料として利用する場合、又は、未利用部位を利用する場合 [0.65%~]				

(注) [] 内の利率は償還期間によって変わります。また、最新の金利は日本政策金融公庫へ御照会ください

V 漁業信用基金協会の債務保証

この制度は、中小漁業者等の皆様方が漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会がその債務を保証し借入れを容易にするものです。

加入の資格要件

- (1) この制度で保証を受けるには、1口5万円以上の出資金を払い込んで、漁業信用基金協会の会員になっていただく必要があります。
- (2) 加入資格者は、下記のとおりです。
 - ア 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
 - イ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - ウ 水産加工業を営む個人
 - エ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - オ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会を除く。）

保証を取扱う指定金融機関

- (1) 東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）
- (2) 農林中央金庫名古屋支店

保証の対象となる資金

漁業信用基金協会の債務保証の対象となるのは、保証を取扱う指定金融機関から借り入れる次の資金です。

1 漁業近代化資金

（注）この資金の内容については、「I 漁業近代化資金」を参照してください。

2 一般資金

(1) 事業資金及び生活資金

事業又は生活に必要なとする次のような資金

ア 漁業を営む個人、漁業に従事する個人、漁業を営む法人

- ・漁船の建造、取得又は修理に必要な資金
- ・漁船機関の取得又は換装に必要な資金
- ・漁船の冷凍冷蔵施設の取得又は修理に必要な資金
- ・漁船の無線機、発電機、魚群探知機等の漁船用機器の新設又は取得に必要な資金
- ・漁網の取得に必要な資金
- ・水産増養殖施設の新設又は修理に必要な資金
- ・その他漁業の経営に必要な資金
- ・漁業の経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

イ 水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人

- ・水産物の加工に必要な設備の新設、取得、改装又は修理に必要な資金
- ・水産加工用の原料又は材料の取得に必要な資金
- ・水産加工用の原料若しくは材料又は製品の保蔵に必要な設備の新設、取得、改装又は修理に必要な資金
- ・その他水産加工業の経営に必要な資金
- ・水産加工業の経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

ウ 水産業協同組合

- ・漁場の造成又は改良に要する資金
- ・その他漁業者等の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・共同利用施設を利用した事業の運営に必要な資金
- ・漁業協同組合又は水産加工業協同組合がその組合員に対し漁業経営若しくは水産加工業経営に必要な資金の貸付けを行うのに必要な資金
- ・経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金の貸付けを行うのに必要な資金

(2) 金融公庫資金

沿岸漁業を営む者及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して漁業を営む者に対する次のような日本政策金融公庫の資金

- ・ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- ・ 沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金
- ・ 漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金
- ・ 漁業者の共同利用に供する施設の改良造成、復旧又は取得に必要な資金
- ・ 漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(3) 公害防止資金

公害防止施設の設置の費用等で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金

- ・ 汚水処理施設、騒音又は振動防止施設、悪臭処理施設、産業廃棄物処理施設及びそれに附属する設備の設置に必要な資金
- ・ 水産物の処理加工に伴って生ずる水質の汚濁、騒音その他の公害を防止するため工場又は事業場を移転するために要する費用で、土地、建物、機械設備その他の施設の取得に必要な資金
- ・ 公害防止事業費事業者負担法による事業者負担金の納付に必要な資金
- ・ 以上のほか水産庁長官が特に必要と認めた資金

(4) 災害資金

暴風、豪雨、高潮、津波等の災害により損失を受けた中小漁業者等の再建に必要な資金として主務大臣が指定する資金

(5) 緊急融資資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に規定する資金のうち、主務大臣が指定する次の資金

ア 一般緊急融資資金

漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者に対し、事業活動を継続するために必要な緊急に融資される資金

イ 借替緊急融資資金

債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金

(6) 漁業振興資金

(注) この資金の内容については、「Ⅲ漁業振興資金」を参照してください。

保証が受けられる限度

(1) 漁業近代化資金

近代化資金に係る出資金の額の 50 倍

(2) 一般資金

ア 金融公庫資金 一般資金に係る出資金の額の 50 倍

イ 緊急融資資金 一般資金に係る出資金の額の 50 倍

ウ ア、イ以外の一般資金 一般資金に係る出資金の額の 30 倍

保証料と保証期間

(令和 5 年 7 月 1 日現在)

資金の種類	利率 (年利)	保証の期間
漁業近代化資金	0.45%	漁業近代化資金融通法に定める貸付期間の範囲内
金融公庫資金	0.45%	日本政策金融公庫法に定める貸付期間の範囲内
公害防止資金	0.67%	10 年
災害資金	0.67%	(ただし、特に必要と認めた場合は、この限りではありません。)
一般緊急融資資金	1.14%	
借替緊急融資資金	1.14%	
その他の資金	0.88%	

(注) 1 漁業信用基金協会の債務保証を受けて、漁業近代化資金を借入れた漁業者等は、保証料の一部について、愛知県水産業振興基金から助成を受けられる場合があります。

2 その他、保証料の一部を国等から助成を受けられる場合があります。

詳細については全国漁業信用基金協会愛知支所へ照会ください。

3 その他の資金のうち旧債務整理資金に該当する場合の利率は 1.14%です。

VI 問合せ相談機関

名 称	住 所	電 話
愛知県農業水産局水産課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6457 (ダイヤルイン)
尾張農林水産事務所 農政課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-1599 (農政課)
海部農林水産事務所 農政課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111 (代表)
知多農林水産事務所 水産課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西三河農林水産事務所 水産課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2727 (水産課)
豊田加茂農林水産事務所 農政課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7361 (代表)
新城設楽農林水産事務所 農政課	北設楽郡設楽町大字田口字小貝津 6-2	0536-62-0545 (農政課)
東三河農林水産事務所 水産課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111 (代表)
全国漁業信用基金協会愛知支所	名古屋市中区丸の内 3-4-31	052-950-2737
東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店	名古屋市中区丸の内 3-4-31	052-962-1481
日本政策金融公庫名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目 25-9 堀内ビル 6階	052-582-0745
漁業協同組合、お近くの東日本信用漁業協同組合連合会の愛知支店・愛知県内の営業店		

無利息・低利の
漁業金融制度資金
ご 案 内

令和5年10月発行

愛知県農業水産局水産課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6457 (ダイヤルイン)